

# カナダの法曹養成制度について

## — アルバータ大学助教授 Trevor C. W. Farrow 氏講演報告 —

山本 崇 晶  
岡 庭 幹 司

はじめに

- I カナダの法曹養成制度の概要
- II ロースクールにおけるクリニック
  - 1 概要
  - 2 学生のなしうる事項
  - 3 長所
  - 4 カリキュラム
  - 5 財政的基盤
- III BAC (弁護士資格付与課程)
  - 1 概要
  - 2 三つのモデル
  - 3 アーティクリング (実務修習)
  - 4 財政的基盤等
- IV クリニックと BAC との関係

はじめに

日弁連法科大学院センターでは、2004年11月1日、カナダ・アルバータ大学助教授 Trevor C. W. Farrow 氏から同国の法曹養成制度について講演して頂く機会を得た。本稿は、同講演の要旨を紹介するものである。

既に広く紹介されているとおり<sup>1</sup>、カナダ

では、大学（ロースクール）における教育及び弁護士会（ローソサエティ）による弁護士資格付与課程（バー・アドミッション・コース。以下「BAC」という。）の二段階を経て弁護士資格が付与される。この点では、法科大学院及び司法修習の二段階を経るわが国の制度と類似しているともいえる。しかし、わが国とは大きく異なるのは、ロースクール修了後 BAC 開始前に「司法試験」に相当する試験は行われないという点である。その理由については本講演で詳しく説明して頂いた。

Farrow 氏は、本講演に引き続いて、新潟大学における研究会で関連するテーマについて報告された。そして、日弁連および新潟大学における議論をふまえた成果を同大学紀要に英文論文として公表されている<sup>2</sup>。同論文では、カナダにおけるロースクール制度、弁護士資格付与課程、法曹倫理教育、弁論技術教育、紛争解決方法の教育及びロースクールの臨床法学教育について詳述されているので、

1 カナダの法曹養成制度については、Marilyn L. Pilkington (行澤一人訳)「カナダ法学教育における大学と法律家の役割」神戸法学雑誌49巻3号7頁(2000)、同「カナダ法学教育における大学と法律家の役割」判タ1013号31頁(1999)、同「カナダ法学教育における大学と法律家の役割」月刊司法改革4号61頁(2000)、宮澤節生「カナダ・オンタリオ州の法曹養成における大学とローソサエティの役割—マリリン・L・ビルキントン教授セミナー—」自由と正義50巻12号50頁(1999)、倉地康弘「カナダの弁護士とその養成」判時1732号12頁(2001)が詳しい。さらに、A.J. McClean (佐野寛訳)「カナダにおける法学教育」ジュリ760号121頁(1982)、飯塚宏「カナダの法曹養成制度」判タ814号84頁(1993)、本間一也「カナダの司法制度と法曹養成」國武輝久編『カナダの憲法と現代政治』(同文館出版、1994)163頁、レオナルド・チアノ(柳原克行訳)「カナダにおける法学教育の現状と展望—国際的パースペクティヴ—」立命館法学254号723頁(1997)、レオナルド・チアノ(沢田克己訳)「理論対実務—カナダ法学教育における議論の展開」比較法研究57号95頁(1996)、大淵真喜子「カナダのロースクール教育」World justice (世界の司法)2号97頁(2001)、大阪市立大学ロースクール調査団「カナダ・アメリカのロースクールにおける教育と研究」月刊司法改革20号18頁(2001)、佐々木雅寿「法曹養成制度(カナダ)」法セミ562号33頁(2001)、同「カナダの法曹養成制度」法時78巻2号61頁(2006)参照。臨床法学教育については、Frederick H. Zemans (宮澤節生訳)「カナダにおける臨床教育—オズグッドホール・ロースクールの経験—」比較法学(早稲田大学比較法研究所)37巻1号183頁(2003)〔宮川成雄編著『法科大学院と臨床法学教育』(成文堂、2003)30頁所収)参照。

2 Trevor C.W. Farrow (四ッ谷有喜紹介) "Globalizing Approaches to Legal Education and Training: Canada to Japan" 法政理論(新潟大学法学会)38巻2号144頁(2005)。

併せてご参照頂きたい。Farrow氏の見解を引用する際には、同英文論文に拠られたい。

## I カナダの法曹養成制度の概要

カナダでは、学生は、学部において少なくとも2～3年間学び、その後、ロースクールに入学して3年間のプロフェッショナルレベルの法学教育を受けます。ロースクール修了後、さらに約1年半にわたるBACを経て、弁護士になります。

ロースクールに入学する際には、法律の知識を問う試験はありませんが、厳格な出願プロセスがあって、合格率は1割程度です。ですから、ロースクールの学生は通常とても優秀です。入学すれば、9割以上の学生はロースクールを修了できます。その際、特別の修了試験というものがあるわけではなく、各科目における試験に合格すれば修了できます。そして、ロースクールを修了した者は誰でもBACに進む資格があります。ロースクール修了後にBACに入るための試験というものはありません。BACでは、約8割から9割の学生が修了できます。要するに、カナダでは、ロースクールに入学する最初の段階が最も難しく、ひとたびロースクールに入学すれば弁護士となるのは非常に容易です。

これは非常に高い割合だと思われるかもしれませんが、カナダでも、日本と同様に、弁護士自治というものがあって、誰を弁護士の仲間に入れるか入れないかは弁護士自身が決めます。ですから、良かれ悪しかれ、我々は弁護士の仲間から排除することについて非常に大きな力を持っています。そうである以上、あまりに多くの人々を排除してしまうことのないように留意しなければならないと決めたのです。なぜなら、社会における選択の問題として、一定水準の能力を有している限りは、やりたいことをやることを許すべきだからです。学生も、実務家も、全員、少なくとも一

定水準の能力がなくてはなりません。カナダの制度では、学部からロースクールへ進むには適性試験があり、BACにはBACの試験があります。こうした段階をすべて終えれば一定水準を充たしているといえます。その先は、非常に優れた弁護士もいれば何とか辛うじてやっていける弁護士もいる、ということになります。

さて、ロースクールの主たる目的は学生を教育することです。これに対して、BACの主たる目的は公衆を保護することにあります。ロースクールは弁護士会による認証を受けており、十分な教育を提供しているので、その修了者にはBACに入る資格があると考えられています。また、公衆の保護はBAC段階での試験によって担保されます。ですから、ロースクール修了後BACに入る前の段階で試験をする必要はありません。そのような試験をあえて課すことは、学生のためでも公衆のためでもなく、何の目的にも奉仕しないからです。

ロースクールでは理論教育と実務教育のバランスを考慮しますが、現実にはロースクール教育のほとんどは理論教育です。実務教育は、ロースクールでもこれからお話しするクリニックが行われていますが、ほとんどはBACまたは弁護士になった後の継続教育に委ねられます。約100年前のハーヴァード・ロースクール以来、理論教育はロースクールの、実務教育はBACの責任となっています。

## II ロースクールにおけるクリニック

### 1 概要

理論はロースクールの、実務はBACの責任といっても、実務なしに理論だけを学ぶことはできません。そこで、ロースクールでも、クリニックや模擬裁判といった手段で実務的側面を取り込んでいます。

クリニックは、街中に独自の（ロースクー

ルとは別の) 建物を持っていて、そこで業務を行っています。クリニック担当の教授だけではなくて、実際に実務に従事している実務家も関与しています。クリニックは、ある意味で小さな法律事務所のようなものです。

クリニックで扱うのは、基本的には、低所得者層を依頼者とする案件であり、事件の内容としては家族法やドメスティックバイオレンスに関する問題です。アルバータ大学ではクリニックは1つしかありませんが、トロント大学では、5つのクリニックがあります。貧困者、国際人権、労働災害、スパニッシュ系の人々のためのもの、ドメスティックバイオレンスの被害女性の支援のためのもの、の5つです。

## 2 学生のなしうる事項

カナダでは、倫理規定(エシカル・コード・オブ・コンダクト)があって、学生は何ができて何ができないかを非常に明確に決めてあります。基本的には弁護士しか実務—法律のプラクティス—をすることができません。学生がすることには、ごく基本的な法律情報を提供すること、法情報を調査すること(リーガルリサーチ)、一定のレベルの低い行政審判所での審問に同席することなどがあります。学生は倫理規定の定める権限の範囲内で仕事をすることができ、それを越えることは弁護士がします。権限の範囲内であれば、学生は、能力次第で、より多くの仕事ができます。いずれにせよ、指導弁護士は学生を注意深く監督しています。

## 3 長所

クリニックの長所は3つあります。第一に、学生にとって、実務を経験する非常によい機会を得られるということ、第二に、お金のない地域住民にとって、もしクリニックがなければ得られないであろう法律サービスを無料で受けられるということ、第三に、弁護士に

とっても、学生の補助を受けて効率的に仕事ができるということです。

クリニックの長所として、さらに、学生の視野を広げて司法へのアクセスを充実させるということが挙げられます。ロースクールに来る学生の多くは、弁護士というものを、トロントやニューヨークの立派なビルで仕事をして、お金をたくさん稼いで、大企業の代理をするものだというイメージで考えています。これに対してクリニックは、非常に貧しい人々がどういうことで困っているかということ、すなわち世の中の現実を見せてくれるのです。クリニックを経験することによって、学生は、そのような人々のための仕事に就きたいと思うようになるのです。

## 4 カリキュラム

たいていのロースクールにおいて、クリニックは任意選択科目です。ですから、学生は、実務科目をほとんど取らずに修了することもできます。

学生がクリニックを履修する場合には、ある学期の間ずっとやるのが通常です。つまり、クリニックの間は学生は他の課程を取らず、半年ほどをすべてクリニックの仕事に費します。これが一つの典型です。もっとも、ロースクールによっては、クリニックでの仕事量を少なくして学生が一般の授業とクリニックとの双方を同時並行的に履修できるようにしているところもありますし、また、夏休みの間にフルタイムでクリニックでの実習に従事して単位を修得できるようにしているところもあります。

クリニックによって、また教授によっては、例えば週に一度集まって、学生がその時々について扱っている事件についてクラス全員で議論するというものもしています。

成績は2つの要素で評価されます。第一は仕事の遂行能力(パフォーマンス)で、指導弁護士が評価します。第二は、学生が自分で

扱った一定のトピックについて書いた論文（エッセイ）です。

## 5 財政的基盤

クリニックの財政的基盤は、政府、ロースクール、弁護士会、個人の寄附の4つから成り立っています。

なお、学生がロースクールに支払う授業料は、昨年までは学科による違いはなく、全学で一律の授業料（年額約5000カナダドル）を課す方式が採用されていました。しかし、今年からはロースクールやビジネススクールなどの専門職大学院では上乘せするようになり、アルバータでは9000ドル、オズグッドでは1万2000ドル、トロントでは1万8000ドルです。多額の学費を課すことは金持ちしかロースクールに行けなくなるから道徳に反すると考える大学もある一方で、支払える人には支払ってもらい、支払えない人々には奨学金を与えればよい、と考える大学もあるわけです。学費の違いは大学の質の問題ではありません。

ちなみに、カナダには約25校のロースクールがありますが、すべて公立であり、いわゆる上位校・下位校の差はほとんどありません。カナダでは、学生は自分の出身の州にあるロースクールに行くのがふつうですので、ロースクール間の差がほとんどないのです。なお、平均的な規模のロースクールの学生数は、3学年合計で、約500名です。

## III BAC（弁護士資格付与課程）

### 1 概要

ロースクールを修了した学生が弁護士になるためには、次にBACに入ることが必要となります。

カナダには13の法域（州）があって、13の異なったBACがあります。一つの型があるわけではありません。典型的には、その法域の弁護士会（ローソサエティ）によって運営

されています。そしてその法域の規則によって規制されています。

BACは、2つの構成要素から成っています。1つは、座学であり、教室で勉強して、試験を受けます。もう1つは、およそ1年間の実務修習で、アーティクリングといいます。

## 2 三つのモデル

### (1) ブリティッシュコロンビア州など

ここでは、たくさんの科目—民事訴訟、刑事訴訟、商法、不動産、家族法、専門家責任—を用意し、それぞれにつき1週間ずつ授業を行い、それぞれについて試験もします。さらに、実務的な技術の訓練の部分もあり、試験こそしませんが、各学生に、裁判所で弁論（トライアル）に参加したり、交渉に参加したり、顧客に手紙を書いたり、非常に実務的な技術志向の経験をさせます。

### (2) オンタリオ州など

ここでは、学生自身が司法試験に向けて自習することに信頼をおきます。提供する科目は上記(1)より少ないのですが、試験は(1)と非常に似ています。

### (3) 西部3州（アルバータ、サスカチュワン、マニトバ）

これら3州では、法域は異なりますが、合同のBACを実施しています。ここでは、実際に教室で行われる授業もいくつかはあるのですが、多くはインターネットを用いてコンピュータ上で教育が行われます。このようなeラーニングによれば、地方の学生もわざわざカルガリーやエドモントンといった遠隔地まで行く必要がなくなり、北部の人々もより多く弁護士になれるようになるからです。(3)は最新のモデルで、まだ始めたばかりのため学生の評判は芳しくないのですが、将来カナダで主流になるだろうと私は思っています。

### 3 アーティクリング（実務修習）

アーティクリングは、民事の法律事務所であることも、刑事の法律事務所であることも、裁判官の補助者（ジャッジクラーク）であることもあります。つまりアーティクリングは、非常に広範な可能性があり、学生ごとに非常に異なった体験をすることになります。裁判官の執務室（オフィス）で法律文書（リーガルメモ）を作って過ごす学生もいますし、民事の法律事務所で行くつかの異なる民事事件を経験する学生もいます。また、クリニックの事務所に行った学生は裁判所でかなり多くの時間を過ごします。アーティクリングは、BACの一部なのですが、学生によって随分違うものになります。都市部の弁護士事務所は人気が高く、順番待ちが生ずることもありますが、法域内をよく探せば、実務修習先を見つけられないということは普通ありません。

先に、クリニックの学生に何ができるかについては厳格なルールがあり、全て資格ある弁護士が監督するとお話ししましたが、同じことがアーティクリングの学生にも当てはまります。アーティクリングの学生が、リーガルオピニオンを出したり、上位裁判所の法廷に立ったりすることはできません。しかし、アーティクリングの学生は、交通違反の切符を切られたことについて争ったり、低いレベルの刑事事件の仕事をしたりすることはできます。一定水準の法律事務をすることはできますが、そのレベルは非常に低いもので、常に弁護士の監督を受けます。申立書や答弁書の起案もしますが、そうした訴答書面は常に指導弁護士が目を通しますし、学生の名前が書面に載るわけでもありません。

### 4 財政的基盤等

BACの財源は2つあります。第一に学生からの授業料であり、第二にローソサエティが弁護士の年会費から賄っています。BAC

には、常勤の職員一秘書、支援スタッフ、教材作成者一がいます。しかし、仕事のほとんどを行う人々、つまり教員は、中心街で働く弁護士であり、ボランティアで1週間教えに来てくれるのです。ですから、教員に関しては大きな支出はありません。教育と仕事の大部分は無給の人々によって担われているのです。

BACの授業料は、法域によって異なり、ブリティッシュコロンビア州では1年半で2500カナダドル、オンタリオ州では4400ドルです。この授業料を支払う直接の責任は学生にあります。優秀な学生を集めようとして、修習先の弁護士事務所が払ってくれることもあります。

学生が修習先の弁護士事務所から受ける給料は、事務所によって異なります。ある事務所では、学生に1年間で6万カナダドル以上の給料を支払っているとのことでした。学生がただ働きさせられることのないよう、合理的な対価を支払わなければならないという最低限のガイドラインがあります。

ちなみに、学生が修習先の弁護士事務所そのまま就職するということは、10年前はかなりありましたが、近時ではずっと難しくなりました。経済状況いかによるということになります。

## IV クリニックとBACとの関係

クリニックが成功しているからBACは不要である、という議論はありません。ロースクールとBACとは完全に分離されており、目的が異なります。前者の目的は学生の教育にあるのに対して、後者の目的は弁護士になったときの公衆の保護を確実にすることです。また、クリニックは必修科目ではありませんから、BACがなくてもよいということにはなりません。

もっとも、BACでは、非常に短い時間に

あらゆる種類の実務要素を取り込んでいるので、法廷にいる機会は、弁論技術の授業の一部で、1日か2日、せいぜい1週間しかありません。これに対して、クリニックは一学期ずっとそのことだけに焦点を絞って行われます。ですから、クリニックの機会は、BACよりも、ずっと意義深いといえます。

アーティクリングの学生は、ロースクールを既に修了しているのですから、ロースクールの学生よりもレベルが高いとしても、クリニックでの仕事の方がアーティクリングの学生の仕事よりもずっと難しいこともあります。クリニックで扱う事件にも、最高裁まで持ち込まれる興味深い法律問題を含んでいるものもあります。そのようなこともあり、学生は非常によい経験ができるのです。クリニックに参加した学生は、ほとんど皆、クリニックがロースクールの体験の中で最も良かったと言っています。このように、クリニック制度は非常にうまくいっています。

ご清聴、ありがとうございました。

以 上